

# 松山分水問題を考える

市では松山分水問題を市民の皆さんと一緒に考えるため、出前講座や広報紙での情報提供を行っています。

今回は、分水問題の重要なポイントである水利権の成り立ちについて説明します。

水利権は、長い歴史と先人達の苦勞の積み重ねによって得られた権利です

水利権は簡単に獲得できるものではなく、長い歴史と先人達が苦勞して獲得した権利であるということを市民の皆さんに理解していただくために、出前講座の中から鮭川の水利紛争を紹介します。



渦井川にある第一井堰

## 第一井堰の築造年代

新居浜市大生院川口地区の渦井川に第一井堰（飯岡の鮭川水利組合管理）があります。築造を知る資料はありませんが、川口地区にある正法寺の歴史的由緒からみて、奈良時代ともいわれていますが明瞭ではありません。

## 鮭川の水利紛争の発端

第一井堰と約100メートル下流の第二井堰（新居浜市の住友泉水利組合管理）との間で、なぜ水利紛争が始まったのかというと、話は314年も前の藩政時代にまでさかのぼることになります。

## 小松藩と『高橋文書』の関係

藩政時代の元禄6（1693）年に新居浜市大生院の川東（渦井川より東）地区が川除普請（堤防や堰などの土木工事）を小松藩に願い出た大生院村庄屋『高橋文書』があります。

この文書には「用心水であつて、余り水が下流へ少しも流れてこなかつたとしても、異議は申し立てないよう、後々の者に申し伝える」と書か

れています。

なぜ、川除普請を小松藩に届け出たのかというと、藩政時代には、大生院・萩生・半田・上島村の各村は、小松藩の飛地であつたためです。

## 鮭川の水利紛争勃発

鮭川の水利紛争が起こつたきっかけは、明治になり水利慣行ができたことが原因のようです。

明治10（1877）年と明治33（1900）年に鮭川第一井堰水利組合（以下鮭川水利組合という）が第一井堰を改修したことで、下流へ水が流れにくくなり、水利紛争が激化していったようです。

## 大生院渦井川水利協定

昭和12（1937）年には鮭川水利組合と第二井堰住友泉水利組合（以下住友泉水利組合という）の間で『大生院渦井川水利協定』が成立しています。

その中で取り決められたのが、『旧5月節（6月5日から6日頃）の前日午後6時より節の当日午前6時までの12時間、第一井堰の河水をすべて下流へ放流する』という決

まりでしたが、止水のために井堰の上に積んである土のうを除ける除けないで、毎年のように紛争が続く、一触即発の事態に警察が出動するほどの大騒ぎだつたといわれています。

## 水利に関する裁判

毎年のように起こる水利紛争に業を煮やした住友泉水利組合は、昭和36（1961）年鮭川水利組合を相手取り、

①第一井堰改修の不当性、②『大生院渦井川水利協定』の無効性、③鮭川水利組合の流水使用は条理に反している

の理由から、住友泉水利組合の水利権の確認を求め、松山地裁西条支部に提訴し、昭和42（1967）年の判決を不服として控訴した後、昭和53（1978）年高松高等裁判所の判決が下りました。

判決の内容は、①②については正当性があり、③については古来の慣行として、鮭川水利組合は、下流に堰を有する住友泉水利組合より先んじて大昔より渦井川の流水をか

んがいで用水として引用し、鮭川水利組合が流水を占有する慣行が生じた後、住友水利組

合が第一井堰を流下する漏水等に依存して、かんがい用水として使用してきたという古くからの慣習があるとの理由で、住友泉水利組合の控訴は棄却され、敗訴しています。

このことから分かるように、水問題は何百年も先まで尾を引く重大な問題であり、一度決まった取り決めはなかなか元には戻せないということの証しです。

## 覆水盆に返らず

西条市民が生活用水として使用している地下水には水利権はありません。

もし、松山市が流域の違う加茂川に水利権を持つことになると、1日当たり4万8000立法貯の加茂川の水は、未来永劫西条に戻ってくることはないでしょう。

松山市の安定は、西条市の不安定につながることであるため、西条市としては将来に禍根を残さないよう慎重な対応が求められています。

## 問合せ

水資源対策調査研究会（市庁舎別館環境課内）  
TEL 0897-5211382